公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２３７号
堺市堺区翁橋町１丁５番26号ＴＫアーバンコート堺東202号、住民票上の住所堺市南区野々井920番地３
債務者　川端　文博
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松山　和徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３９７号
奈良県桜井市大字三輪116番地の15
債務者　車谷　眞二
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　正宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第８９号
奈良県天理市櫟本町1036番地５
債務者　河内　裕代
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　伸之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１５号
大分県臼杵市大字中津浦937番地の１、申立時の住所福岡県久留米市京町295番地１　千歳ビル301号
債務者　板井　信司
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍋島　典子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第５１号
福岡県久留米市小森野２丁目１番３―101号
債務者　原田　新一
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　健彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第６号
茨城県鹿嶋市鉢形台２丁目16番地９（五番荘マンション102）
債務者　阿部　寿幸
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山形　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第３０７号
愛知県豊田市元宮町１丁目24番地　セントラルバレイ元宮103号
債務者　酒井　勝則
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　聖志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１１７２号
大阪府門真市下馬伏町24番11号
債務者　洋酒喫茶ピンクこと　上田智榮子
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２２１号
大阪府豊中市少路２丁目３番55―310号
債務者　柳瀬　嘉紀
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木晋輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２２２号
大阪府豊中市少路２丁目３番55―310号
債務者　柳瀬さやか
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木晋輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５７号
石川県野々市市矢作２丁目25番地　コート・ダ・ジュール103号、従前の住所石川県野々市市矢作２丁目58番地
債務者　木村　秀樹
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　数磨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５０号
埼玉県川口市西川口４丁目３番８号　キャメル西川口105号
債務者　林　健太郎
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河原崎友太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月11日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３１５号
大阪府東大阪市柏田本町12番30号
債務者　飯田　哲也
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４４１号
大阪府高槻市柱本６丁目９番５号
債務者　曽根田きぬ子
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　延澤　信博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７８号
埼玉県蕨市南町４丁目29番２号　ＺＯＯ松浦103号
債務者　石川　鉄和
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原千亜希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月12日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３５９号
埼玉県川口市芝高木１丁目４番39号
債務者　平田真知子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月12日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係